

実在する組織を騙る詐欺メールに注意!

<相談事例1>

フリマアプリ業者から暗証番号の変更やクレジットカード情報を求めるメールが届き、情報を入力した。その後カード会社から46万円の支払い請求が来てしまった。

(70歳代 女性)

<相談事例2>

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URLをクリックしカード番号などを入力した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買い物をされた。

(70歳代 男性)

<アドバイス>

●公式アプリや事業者のサイトを確認しましょう!

メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシング(偽サイト)に関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。

●個人情報を入力しないようにしましょう!

メールのURLにアクセスし、カード番号などの個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用される恐れがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。

●困ったら消費生活センターに相談を。

困ったときは一人で悩まず、まずはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。番号が分からない場合は消費者ホットライン☎188(いやや)にかけるとお住まいの消費生活4センターに繋がります。ぜひご活用ください。

北九州市立消費生活センター(ウェルとばた7F)	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は
消費生活センター☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん